

福井県報

第 225 号
令和 4 年
12月 6 日(火)
火曜日発行

告示

目次

- 有害な興行の指定(四三六・県民安全課)……………一
○保安林の指定の予定(四三七・森づくり課)……………一
○土地改良区の定款変更の認可(四三八・福井農林総合事務所)……………二
○道路の区域の変更(四三九、四四〇・道路保全課)……………二
○道路の供用の開始(四四一・同)……………二
公 告
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(税務課)……………二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施(DX推進課)……………三
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(産業政策課)……………五
○県営土地改良事業の工事の完了(二件・丹南農林総合事務所)……………六
○公共測量の実施(土木管理課)……………六
選挙管理委員会告示
○政治団体の設立の届出(一一七)……………六
○政治団体の届出事項の異動に係る届出(一一八)……………六
○資金管理団体の指定の届出(一二九)……………七
公安委員会告示
○技能検定員審査の実施(一三五・運転免許課)……………七
○教習指導員審査の実施(一三六・同)……………八
収用委員会告示
○土地収用法の規定による収用の裁決手続の開始の決定……………九

告 示

福井県告示第436号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助

長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和4年11月21日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	痴漢電車 あぶない下半身	深町組 〈新東宝映画〉
映画	真・事故物件パート2 全滅	サイゾー 〈サイゾー〉
映画	パルパ 偽りの記録と一握りの真実 (原題) BARDO. FALSE CHRONICLE OF A HANDFUL OF TRUTHS	イオンエンターテイメント (メキシコ)

福井県告示第437号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

丹生郡越前町上糸生115字上臼ヶ谷4の1、4の5から4の7まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
足羽酒生土地改良区	令和4年11月28日

福井県告示第439号

主要地方道松ヶ谷宝慶寺大野線の下記区間において、迂回路の切り回しに伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和4年12月6日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
主要地方道	松ヶ谷宝慶寺大野線	新	今立郡池田町千代谷4字 藤原15番2から 今立郡池田町千代谷15 字村下6番2まで	56 ～ 11.0	53.0
			今立郡池田町千代谷4字 藤原15番2から 今立郡池田町千代谷15 字村下6番2まで	4.2 ～ 5.6	48.7

福井県告示第440号

一般県道熊河池田線の下記区間において、県道付け替え工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和4年12月6日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般県道	熊河池田線	新	今立郡池田町水海208 字中山17番4から 今立郡池田町水海208 字中山14番8まで	9.7 ～ 28.9	156.3
			今立郡池田町水海208 字中山17番4から 今立郡池田町水海208 字中山14番8まで	9.7 ～ 27.3	160.5

福井県告示第441号

主要地方道松ヶ谷宝慶寺大野線の下記区間において、迂回路の切り回しに伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和4年12月6日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	松ヶ谷宝慶寺大野線	今立郡池田町千代谷4字 藤原15番2から 今立郡池田町千代谷15 字村下6番2まで	令和4年 12月6日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので

、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
令和4年度税制改正に係る税務システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地
福井県総務部税務課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年11月18日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲3丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
74,361,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

- 1 企画提案書の提出を求める事項
(1) 業務名
第3期福井県サーバ統合環境基盤提供業務
- (2) 履行期間
契約締結日から令和10年9月30日まで
- (3) 業務内容
「第3期福井県サーバ統合環境基盤提供業務調達仕様書」のとおり
- (4) 履行場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県庁舎内

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であって、それぞれ第3期福井県サーバ統合環境基盤提供業務の調達に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

(1) 個人または法人

ア 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第111号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

ウ 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 福井県に事務所または事業所を有する者において、全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

カ 都道府県、政令指定都市等、本県と同規模以上の人口を擁する地方自治体において、元請として仮想化技術を用いたサーバ統合環境基盤の導入や整備等に関する業務の実績を有する者であること。

キ 次の(ク)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ク) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(ク) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ケ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

(コ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(カ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 共同企業体

ア (1)のアからオまでおよびキに掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

- (ア) 共同企業体の目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称および所在地
- (エ) 代表構成員の名称および権限
- (オ) 構成員の出資割合
- (カ) 各構成員の責任
- (キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合
- (ク) 取引金融機関の名称
- (ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置
- (コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置
- (サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任
- なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。
- イ 共同企業体の代表構成員が(1)カに掲げる要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表構成員であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表構成員となること。
- エ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。
- オ 3に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受けていること。
- 3 受審資格の認定の申請手続等
- (1) 受審資格の認定の申請手続等
- 企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならぬ。
- ア 提出書類および部数
受審資格認定申請書(様式1) 他、必要書類 1部
- イ 提出方法
持参または配達証明付き郵便によること。
- ウ 提出期限
令和4年12月19日(月) 17時まで(必着)
- なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。
- エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県地域戦略部DX推進課

- 電話 0776-20-0267
- 提出資料の様式等
実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。
- (ア) 交付期間
令和4年12月6日(火) から令和4年12月19日(月) まで(土、日、祝日を除く。)の9時から17時までとする。
- (イ) 交付場所
3(1)エに同じ。
- なお、福井県ホームページ(<https://www.pref.fukui.jp>)からもダウンロードすることができる。
- (2) 受審資格の認定時期
受審資格の認定は、令和4年12月21日(水) までに行う。
- (3) 受審資格の認定結果
書面により申請者に通知する。
- (4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明
- ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求められることができる。この場合においては、令和4年12月23日(金) 17時までに、説明を求められる旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなればならない。
- イ 県は、説明を求めた者に対して、令和5年1月5日(木) までに、書面により回答する。
- 4 本業務に関する質問事項
本業務に関する質問事項については、令和4年12月26日(月) 12時までに電子メールで文書(様式3)を提出すること(提出先: jyohou-sys@pref.fukui.jp)。質問に対する回答は、電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。
- 5 企画提案書の提出手続
- (1) 提出書類および提出部数
- ア 企画提案書 8部
- イ アの電子データを収録した電子媒体 1部
- (2) 提出方法
持参または配達証明付き郵便によること。
- (3) 提出期限
令和5年1月18日(水) 12時まで(必着)
- なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。
- (4) 提出場所
3(1)エに同じ。

(5) 提出資料の様式等

3(1)才に同じ。

6 審査会および契約先候補者の選考等

(1) 審査会

審査委員会が、提出された企画提案書等に基づき審査を行う。

(2) 審査結果

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

(3) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求められることができる。この場合においては、別途通知する日までに、その旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所へ提出しなければならぬ。

イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。

7 その他

(1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本の通貨に限る。

(2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。

(5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(6) 提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めるところがある。

(7) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

8 Summary

(1) Subject matter

Proposals for the Next generation Fukui Prefecture server integrated environment infrastructure

(2) Time-limit for the submission of proposals

0:00P.M. 18th January 2023

(3) Contact point for the notice

DX Promotion Division, Department of Regional Strategy, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580, Japan.
TEL 0776-20-0267

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小

売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ドラッグコスモス朝日店

福井県丹生郡越前町気比庄7字江代町1番2 外6筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福井県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福井県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年7月25日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1. 318㎡

6 駐車場の収容台数 50台

7 駐輪場の収容台数 10台

8 荷さばき施設の面積 32㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量 12.06㎡

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時45分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

14 届出のあった日

令和4年11月24日

15 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1

越前町商工観光課

16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

17 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

漆原下野田地区

2 土地改良事業の名称

農業用排水施設（経営体育成基盤整備）事業

3 工事が完了年月日

令和4年3月10日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

漆原下野田地区

2 土地改良事業の名称

区画整理（経営体育成基盤整備）事業

3 工事が完了年月日

令和4年3月10日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和4年11月17日に福井県地方公務局より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年12月6日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

福井県地方公務局

2 作業の種類

公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点測量）

3 作業の期間

令和4年11月21日から令和5年2月28日まで

4 作業の地域

福井県あわら市春宮一丁目ほか地区内

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和4年11月4日	新しい越前市を創る会	山田 賢一	長谷川 勝也	越前市堀川町2-14

福井県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年 9月27日	自由民主党永平寺 町支部	鈴木 宏紀	主たる事務所 所の所在地	吉田郡永平寺町清水6 - 5	吉田郡永平寺町松岡 吉野堺19-5
			代表者	鈴木 宏紀	江守 勲
			会計責任者	酒井 圭治	酒井 秀和
令和4年 10月15日	自由民主党福井県 経済強靱化支部	山本 拓	会計責任者	松浦 伸昭	栗塚 俊夫
令和4年 10月28日	自由民主党福井県 農業支部	青山 多実雄	代表者	青山 多実雄	北島 友嗣
令和4年 10月28日	福井県農政連	青山 多実雄	代表者	青山 多実雄	北島 友嗣

福井県選挙管理委員会告示第129号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月6日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

指定年月日	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
令和4年 11月1日	山田 賢一	越前市長	新しい越前市 を創る会	越前市堀川町2-14

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第135号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年12月6日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

- 1 審査の種類、期日および場所
 - (1) 種類
技能検定員審査（普通）
 - (2) 期日
令和5年1月20日（金）
 - (3) 場所
坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課
- 2 審査の申請手続に関する事項
 - (1) 申請に必要な書類
 - ア 審査申請書
 - イ 運転免許証の写し
 - ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面
 - (イ) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)の表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者
 - (ロ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者
 - (ハ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者
 - (ニ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者
 - (2) 提出先
坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課
 - (3) 提出期限
令和4年12月16日（金）
 - 3 その他審査の実施に関し必要な事項
 - (1) 審査を受けようとする者の資格要件
技能検定員審査（普通）
当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。
 - (2) 審査方法およびその合格基準
技能検定員審査（普通）
次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に	技能検定員として必要な 自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、 その合格基準は90パーセント以上の成 績であること。

関する技能	自動車運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものには85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
技能検定に 関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定の実施に関する知識	自動車運転技能の評価方法に関する知識	

- (3) 審査に関する問い合わせ等
坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

福井県公安委員会告示第136号
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。
 令和4年12月6日
 福井県公安委員会
 委員長 春木 麻紀子

- 1 審査の種類、期日および場所
 - (1) 種類
教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（普通二種）、教習指導員審査（大自二種）
 - (2) 期日
令和5年1月20日（金）
 - (3) 場所
坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課
- 2 審査の申請手続に関する事項
 - (1) 申請に必要な書類
 - ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)の表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ロ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者

(ハ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和4年12月16日(金)

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大自二)

イ 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

ロ 教習指導員審査(普通二種)

イ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 教習指導員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものとは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	教則の内容となつていゝ事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものとは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問い合わせ等

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課(電話 0776-51-2820)

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定に基づき、収用の裁決手続の開始を決定したので、同条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月6日

福井県収用委員会

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目および地積等別表のとおり

- 4 土地所有者の氏名および住所別表のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所およびその権利の種類別表のとおり
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和4年11月24日

(別表)

裁決手続開始を決定する土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷11字北開地	14番1	山林	宅地	72	0.51	0.51	—	福井県福井市篠尾町第96号117番地	登記名義人(亡)安達 善策 上記法定相続人 安達 昌良 (持分2分の1)	—	—	—
福井県今立郡池田町千代谷17字熊平	4番1	山林	山林	12	0.61	0.61	—	福井県鯖江市幸町1丁目3番14号	松田 幸江 (持分2分の1)	—	—	—

裁決手続開始を決定する土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷17字熊平	5番2	山林	河川敷	13	13.05	13.05	—	福井県福井市篠尾町第96号117番地	登記名義人(亡)安達 善策 上記法定相続人 安達 昌良 (持分2分の1)	富山県富山市牛島町15番1号	北陸電力送配電株式会社 代表取締役社長 棚田 一也	土地使用借権
	6番1	山林	河川敷	23	20.79	20.79	—	福井県鯖江市幸町1丁目3番14号	松田 幸江 (持分2分の1)			

裁決手続開始を決定する土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷11字北開地	14番1	山林	廃道敷	72	161.76	161.76	—	福井県福井市篠尾町第96号117番地 福井県鯖江市幸町1丁目3番14号 福井県福井市大手三丁目17番1号	不明 ただし、登記名義人(亡)安達 善策 上記法定相続人 安達 昌良 (持分2分の1) 松田 幸江 (持分2分の1) または、福井県 上記代表者 福井県知事 杉本 達治	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	所有権が登記名義人(亡)安達 善策にある場合 土地使用借権
	14番2	山林	廃道敷	6.61	6.62	6.62	—			—	—	所有権が福井県にある場合 なし
福井県今立郡池田町千代谷17字熊平	6番1	山林	公衆用道路	23	2.46	2.46	—	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県 上記代表者 福井県知事 杉本 達治	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	所有権が登記名義人(亡)安達 善策にある場合 土地使用借権
										—	—	所有権が福井県にある場合 なし

裁決手続開始を決定する土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷17字熊平	4番1	山林	公衆用道路	12	11.78	11.78	—	福井県福井市篠尾町第96号117番地 福井県鯖江市幸町1丁目3番14号 福井県福井市大手三丁目17番1号	不明 ただし、登記名義人(亡)安達 善策 上記法定相続人 安達 昌良 (持分2分の1) 松田 幸江 (持分2分の1) または、福井県 上記代表者 福井県知事 杉本 達治	福井県福井市日之出二丁目12番5号	西日本電信電話株式会社 福井支店長 高島 勝之	土地使用借権
										福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	所有権が登記名義人(亡)安達 善策にある場合 土地使用借権
										—	—	所有権が福井県にある場合 なし

裁決手続開始を決定する土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷11字北開地	16番	宅地	宅地	406.61	399.59	399.59	—	福井県福井市篠尾町第96号117番地	登記名義人(亡)安達 善策(持分60分の2) 上記法定相続人安達 昌良(持分60分の1)	—	—	—
	18番	宅地	宅地	373.55	448.41	448.41	—	福井県鯖江市幸町1丁目3番14号	松田 幸江(持分60分の1)	—	—	—
	19番1	宅地	宅地	446.28	343.31	343.31	—			—	—	—
	19番2	宅地	宅地	115.70	38.60	38.60	—			—	—	—

裁決手続開始を決定する土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷11字北開地	16番	宅地	廃道敷	406.61	31.68	31.68	—	福井県福井市篠尾町第96号117番地	不明(持分60分の2)ただし、登記名義人(亡)安達 善策(持分60分の2) 上記法定相続人安達 昌良(持分60分の1)	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	所有権が登記名義人(亡)安達 善策(持分60分の2)にある場合 土地使用借権
								福井県鯖江市幸町1丁目3番14号	松田 幸江(持分60分の1) または、	—	—	所有権が福井県(持分60分の2)にある場合 なし
	18番	宅地	廃道敷	373.55	43.00	43.00	—	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県 上記代表者福井県知事杉本 達治(持分60分の2)	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	所有権が登記名義人(亡)安達 善策(持分60分の2)にある場合 土地使用借権
										—	—	所有権が福井県(持分60分の2)にある場合 なし

裁決手続開始を決定する土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷11字北開地	19番1	宅地	公衆用道路	446.28	82.97	82.97	—	福井県福井市篠尾町第96号117番地	不明(持分60分の2)ただし、登記名義人(亡)安達 善策(持分60分の2)上記法定相続人安達 昌良(持分60分の1)	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	所有権が登記名義人(亡)安達 善策(持分60分の2)にある場合 土地使用借権
								福井県鯖江市幸町1丁目3番14号	松田 幸江(持分60分の1) または、	—	—	所有権が福井県(持分60分の2)にある場合 なし
	19番2	宅地	公衆用道路	115.70	31.18	31.18	—	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県 上記代表者 福井県知事 杉本 達治 (持分60分の2)	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	所有権が登記名義人(亡)安達 善策(持分60分の2)にある場合 土地使用借権
								—	—	—	—	所有権が福井県(持分60分の2)にある場合 なし

裁決手続開始を決定する土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷11字北開地	19番1	宅地	公衆用道路	446.28	47.15	47.15	—	福井県福井市篠尾町第96号117番地	不明(持分60分の2)ただし、登記名義人(亡)安達 善策(持分60分の2)上記法定相続人安達 昌良(持分60分の1)	福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地	池田町	所有権が登記名義人(亡)安達 善策(持分60分の2)にある場合 土地使用借権
								福井県鯖江市幸町1丁目3番14号	松田 幸江(持分60分の1) または、	—	—	所有権が池田町(持分60分の2)にある場合 なし
	19番2	宅地	公衆用道路	115.70	11.26	11.26	—	福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地	池田町 上記代表者 池田町長 杉本 博文 (持分60分の2)	福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地	池田町	所有権が登記名義人(亡)安達 善策(持分60分の2)にある場合 土地使用借権
								—	—	—	—	所有権が池田町(持分60分の2)にある場合 なし

裁決手続開始を決定する土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷16字村上	8番	宅地	宅地	142.14	154.84	154.84	—	大阪府門真市宮野町12番8号 創新工業内ただし、土地登記簿上の住所 大阪府大阪市北区中津六丁目8番21-504号	藤田 一彦 (持分1142400分の867) 登記名義人 (亡)安達 惣吉 (持分1142400分の4080) 上記法定相続人 安達 信行 (持分1142400分の4080)	—	—	—
	6番	原野	山林	201	451.57	451.57	—	神奈川県横浜市港北区師岡町536番地	安達 昌良 (持分1142400分の4080)	—	—	—
福井県今立郡池田町千代谷24字鳥越平	13番	原野	山林	826	880.83	880.83	—	福井県福井市篠尾町第96号117番地	松田 幸江 (持分1142400分の4080)	—	—	—
	17番	保安林	山林	2644	3846.34	2744.92	—	福井県福井市竹生町第34号2番地	林 敏美 (持分1142400分の1360)	—	—	—
福井県今立郡池田町千代谷79字村ノ下大本山	17番	保安林	山林	2644	3846.34	2744.92	—	愛知県名古屋瑞穂区苗代町18番7号	松本 信也 (持分1142400分の40)	—	—	—

裁決手続開始を決定する土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷79字村ノ下大本山	7番	山林	宅地	1289	2254.01	52.41	—	大阪府門真市宮野町12番8号 創新工業内ただし、土地登記簿上の住所 大阪府大阪市北区中津六丁目8番21-504号	藤田 一彦 (持分1142400分の867) 登記名義人 (亡)安達 惣吉 (持分1142400分の4080) 上記法定相続人 安達 信行 (持分1142400分の4080)	—	—	—
			山林			2035.84	—	神奈川県横浜市港北区師岡町536番地	安達 昌良 (持分1142400分の4080)	—	—	—
			雑種地			115.84	—	福井県福井市篠尾町第96号117番地	松田 幸江 (持分1142400分の4080)	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	土地使用借権
			雑種地			49.92	—	福井県福井市竹生町第34号2番地	林 敏美 (持分1142400分の1360)	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	土地使用借権
								愛知県名古屋瑞穂区苗代町18番7号	松本 信也 (持分1142400分の40)			

裁決手続開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷17字熊平	5番3	畑	河川敷	89	17.96	17.96	—	神奈川県横浜市港北区師岡町536番地 福井県福井市篠尾町第96号117番地 福井県鯖江市幸町1丁目3番14号 福井県福井市竹生町第34号2番地	登記名義人(亡)安達 惣吉(持分96分の12) 上記法定相続人安達 信行(持分96分の12)	福井県福井市日之出二丁目12番5号	西日本電信電話株式会社 福井支店長 高島 勝之	土地使用借権
									安達 昌良(持分96分の12) 松田 幸江(持分96分の12) 林 敏美(持分96分の12)	富山県富山市牛島町15番1号	北陸電力送配電株式会社 代表取締役社長 棚田 一也	土地使用借権

裁決手続開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷17字熊平	4番2	畑	公衆用道路	29	29.46	29.46	—	神奈川県横浜市港北区師岡町536番地 福井県福井市篠尾町第96号117番地 福井県鯖江市幸町1丁目3番14号	不明(持分96分の40)ただし、登記名義人(亡)安達 惣吉(持分96分の12) 上記法定相続人安達 信行(持分96分の12)	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	所有権が登記名義人(亡)安達 惣吉(持分96分の12) 外3名にある場合 土地使用借権
									安達 昌良(持分96分の12) 松田 幸江(持分96分の12)	—	—	所有権が福井県(持分96分の40)にある場合 なし
	6番2	畑	公衆用道路	19	19.22	19.22	—	福井県福井市竹生町第34号2番地	林 敏美(持分96分の4) または、	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県	所有権が登記名義人(亡)安達 惣吉(持分96分の12) 外3名にある場合 土地使用借権
								福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県 上記代表者福井県知事 杉本 達治(持分96分の40)	—	—	所有権が福井県(持分96分の40)にある場合 なし

裁決手続開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類
		公簿	現況	公簿	実測							
福井県今立郡池田町千代谷17字熊平	5番3	畑	公衆用道路	89	71.52	71.52	—	神奈川県横浜市港北区師岡町536番地 福井県福井市篠尾町第96号117番地 福井県鯖江市幸町1丁目3番14号 福井県福井市竹生町第34号2番地 福井県福井市大手三丁目17番1号	不明(持分96分の40) ただし、登記名義人(亡)安達 惣吉(持分96分の12) 上記法定相続人 安達 信行(持分96分の12)	福井県福井市日之出二丁目12番5号	西日本電信電話株式会社 福井支店長 高島 勝之	土地使用借権
									安達 昌良(持分96分の12) 松田 幸江(持分96分の12)	富山県富山市牛島町15番1号	北陸電力送配電株式会社 代表取締役社長 棚田 一也	土地使用借権
									林 敏美(持分96分の4) または、 福井県 上記代表者 福井県知事 杉本 達治(持分96分の40)	福井県福井市大手三丁目17番1号	福井県 安達 惣吉(持分96分の12) 外3名にある場合 土地使用借権	土地使用借権
									—	—	所有権が福井県(持分96分の40)にある場合 なし	なし

令和四年十二月六日発行
 発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県